

第1部 特集・トピックス

匿名・流動型犯罪グループに対する 警察の取組

特集に当たって

本年の警察白書の特集のテーマは「匿名・流動型犯罪グループに対する警察の取組」です。

我が国の治安をめぐる情勢は近年目まぐるしく変化を続けています。サイバー空間は社会経済活動が営まれる重要かつ公共性の高い空間へと変貌を遂げ、特に、SNSの目覚ましい普及がみられています。また、人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻るなど、国内外を問わず、人と人との交流が活発化しています。このほかにも、人口減少・少子高齢化といった人口構造の変化等、様々な要素が複雑に絡み合って治安情勢に影響を与えている状況にあります。

こうした中、令和5年（2023年）1月に東京都狛江市で発生した強盗殺人事件をはじめとして、広域的に強盗等事件が発生し、国民に大きな不安を与えました。これらの犯罪を敢行したのは、SNSや求人サイト等を利用して募集された実行犯であり、匿名性の高い通信手段を活用しながら、指示役等と連絡を取り合っている実態がみられました。また、深刻な情勢にある特殊詐欺についても、同様の特徴を持つ犯罪グループが広域的に敢行している実態が次第に明らかになりました。このような集団は、多様な資金獲得活動により得た収益を吸い上げる中核部分が匿名化されているという点、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うという点で、組織構造や構成員がはっきりとしている暴力団等の従来の犯罪組織とはその特徴を大きく異にしています。

このような情勢を踏まえ、警察では、こうした特徴を有する集団を「匿名・流動型犯罪グループ」として位置付けたところです。

匿名・流動型犯罪グループに対して、従来の取組をそのまま踏襲するだけでは、有効な対策を講じることはできません。同グループは、特殊詐欺をはじめとして、強盗・窃盗、違法な風俗営業等、様々な分野で多様な資金獲得活動を行っています。警察では、部門ごと、都道府県警察ごとにそれぞれ対策を進めるのではなく、これらの垣根を取り払い、同グループに対する戦略的な実態解明、取締りを推進しているところです。

この特集では、第1節で匿名・流動型犯罪グループの特徴を説明しつつ、同グループが典型的に敢行する多様な資金獲得活動を紹介することで、その動向を概観します。第2節では、匿名・流動型犯罪グループへの対策と題し、政府及び警察における同グループの実態解明、取締り等のための各種取組を紹介します。そして、第3節では、匿名・流動型犯罪グループをめぐる現状及び対策を踏まえ、今後の匿名・流動型犯罪グループ対策の在り方について展望します。

匿名・流動型犯罪グループによる組織犯罪は、我が国の市民社会に対する重大な脅威となっており、社会全体で取り組むべき課題でもあります。この特集が、匿名・流動型犯罪グループに対する警察の取組についての国民の皆様の理解を深めるとともに、社会全体で治安の確保に向けた対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

匿名・流動型犯罪グループ の特徴と動向

1 匿名・流動型犯罪グループの特徴

(1) 匿名・流動型犯罪グループの台頭

従来、我が国における組織犯罪は、暴力団による犯罪がその典型であり、暴力団の勢力は、暴力団対策法が制定された平成3年（1991年）には、9万1,000人に上った。しかし、近年の情勢をみると、暴力団は、その活動を不透明化させつつ、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなど、依然として社会に対する大きな脅威となっている一方で、暴力団対策法の効果的な運用や戦略的な取締り、暴力団排除の取組や意識が社会に浸透してきたことなどを背景に、平成17年以降、その勢力は、全国的に減衰を続けている。

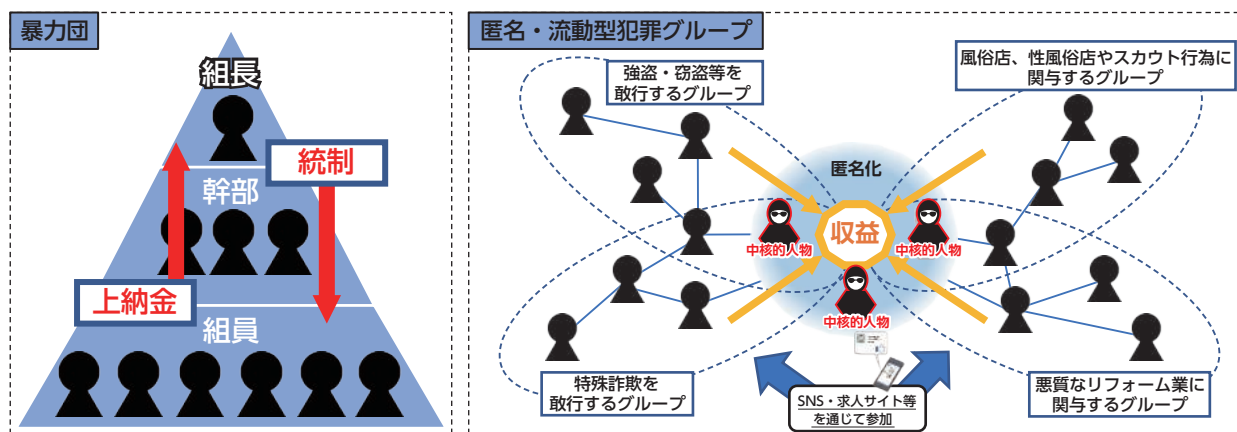
暴力団の勢力が減衰していく中、元暴力団構成員、元暴走族構成員等を含む素行不良者が、暴力団等の特定の犯罪組織には属することなく、繁華街・歓楽街等において集团的又は常習的に暴行、傷害等の事件を引き起こす、違法風俗営業や違法なカジノ運営等に関わるといった例がみられるようになった。こうした集団には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団等と密接な関係を有するとうかがわれるものも存在している。警察では、従来、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、近年、準暴力団に加えて、新たな特徴を有する犯罪集団が台頭し、治安対策上の脅威となっている。それが、「匿名・流動型犯罪グループ」である。警察が従来対峙してきた暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていた。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、末端の実行犯を言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有している。

こうした匿名性、流動性を利用し、特殊詐欺、強盗・窃盗等の様々な事案に関与して資金を獲得している匿名・流動型犯罪グループに対し、従来どおりの手法では、その組織構造や内部統制、資金の流れを解明し、有効な対策を講じることは困難であることから、警察では、暴力団対策を中心としたこれまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直し、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明、取締りを推進している。

匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

図表特－1 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴



(2) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

① 中核的人物の匿名化と犯罪実行者の流動化

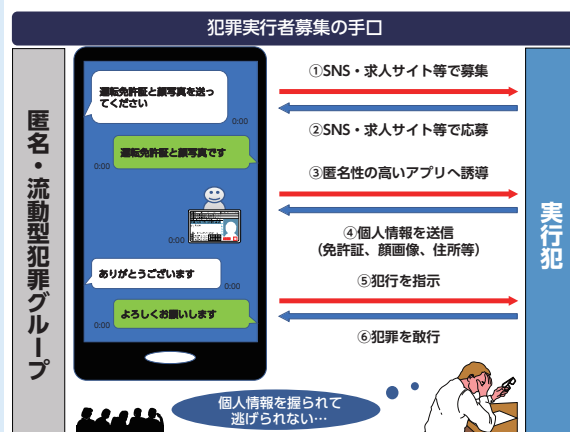
匿名・流動型犯罪グループが関与する事件をみると、中核的人物が、自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化される一方、犯罪の実行者は、SNSでその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴がみられる。

MEMO

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の実行犯の募集

匿名・流動型犯罪グループは、犯罪を敢行するに当たって、SNS等において、「高額バイト」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆したりするなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が認められる。同グループは、このような犯罪の実行犯を募集する情報（犯罪実行者募集情報）への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられる。また、応募者が犯罪を敢行したとしても約束した報酬が支払われない場合もある。

図表特－2 犯罪の実行犯を募集する手口



② 多様な資金獲得活動とその収益の還流

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

CASE

土木作業員の男（21）らは、令和5年（2023年）1月、東京都狛江市において、宅配業者を装って玄関ドアから高齢者の自宅に侵入し、同高齢者の両手を結束バンドで緊縛して殴る蹴るの暴行を加えて腕時計等（時価合計約59万円相当）を奪い、その際、一連の暴行により同高齢者を死亡させた。

同年2月、実行犯等の同男ら5名を強盗殺人罪等で逮捕し、更に捜査を進めたところ、同男らは、SNS等に掲載された犯罪実行者募集情報に応募の上で犯行に及んでいたこと、また、フィリピン国内の入国管理施設に収容されていた、SNS上で「ルフィ」等と名のる男らからスマートフォンで指示を受けていたことなどが判明し、同年9月までに、首謀者の男ら4名を強盗殺人罪等で逮捕した。

首謀者の男らは、同様の方法によって日本国内で広域的に強盗事件を敢行していたほか、フィリピンに犯行拠点を置いて日本国内で特殊詐欺を多数敢行するなどしていた（警視庁）。

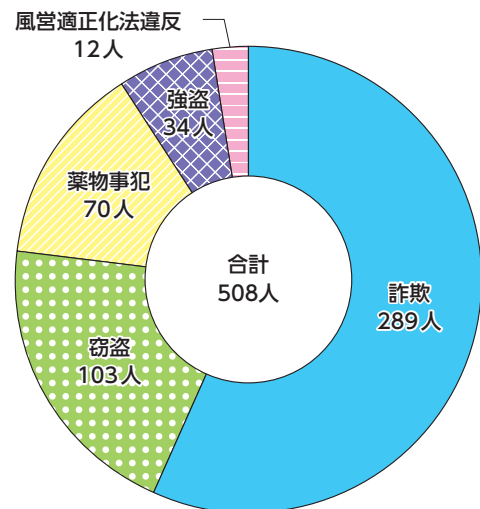
2 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、様々な犯罪により資金を獲得しているとみられる。警察では、こうした多様な資金獲得活動に着目した取締りにより、同グループに対して効果的に打撃を与えるとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により犯罪収益の剥奪を推進している。

令和6年4月から5月までの間における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^(注1)について、主な資金獲得犯罪^(注2)の検挙人員508人を罪種別にみると、詐欺が289人、強盗が34人、窃盗が103人となっており、匿名・流動型犯罪グループが詐欺を主な資金源としている状況がうかがわれる。

また、令和6年4月から5月までの間における同グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員のうち、SNSでの犯罪実行者募集情報に応募する形で犯行に関与した者は155人と、全体の30.5%を占めている。

図表特-3 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員



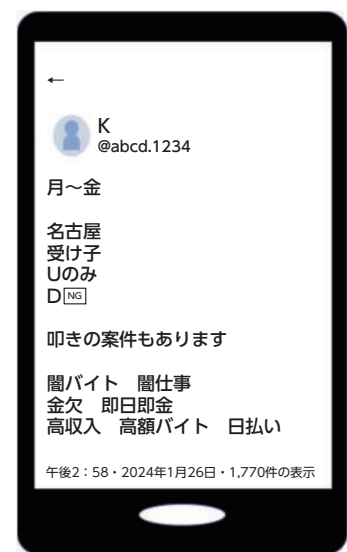
(1) 特殊詐欺

令和5年中の特殊詐欺の認知件数は1万9,038件、被害額は約453億円と、認知件数は3年連続、被害額は2年連続で増加し、高齢者を中心に多額の被害が生じており、依然として深刻な情勢にある。

令和5年中の特殊詐欺の検挙人員2,455人のうち、暴力団構成員等の人数は439人(17.9%)と、依然として暴力団が特殊詐欺を主要な資金源の一つとしている実態がうかがわれる一方、近年は、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる特殊詐欺が広域的に行われている状況がみられる。

特殊詐欺を敢行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して「受け子」等を募集し、犯行に加担させるなどしている。

また、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。



犯罪実行者募集情報の掲載イメージ

CASE

無職の男(43)らは、令和4年6月、市役所職員等を装って高齢者に電話をかけ、還付金を受け取ることができるなどと虚偽の事実を告げ、その旨を誤信した同高齢者にATMを操作させて、同男らの管理する預金口座に約46万円を振り込ませるなどした。同男らは、特殊詐欺グループに属し、グループ内の連絡手段に匿名性の高い通信手段を使用するなどして犯行に及んでいた。令和5年9月までに、同男ら12人を電子計算機使用詐欺罪等で逮捕した(大分)。

注1：匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

2：詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

さらに、近年、特殊詐欺を敢行する犯罪グループは、架け場等の拠点を小規模化・多様化して短期間で移転させる傾向を強めているほか、首謀者や指示役のほか、架け子・架け場が海外に所在するなどのケースもみられる。

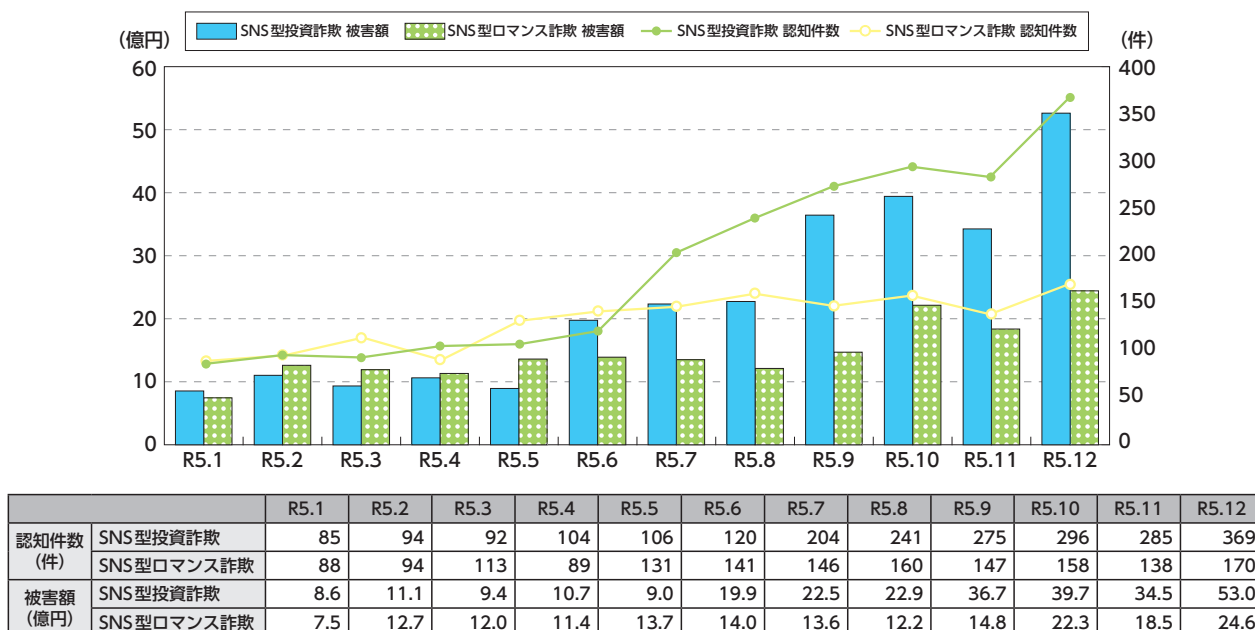
CASE

職業不詳の男（38）らは、カンボジア国内において、令和5年1月、通信事業者を装って高齢者に電話をかけ、「有料サイトの未払料金等がある。指定する方法で未払料金を支払ってほしい」などと虚偽の事実を告げ、25万円相当の電子マネーを購入させてだまし取った。同男らは、匿名性の高い通信手段を使用するなどして緩やかな結び付きでつながり、複数の高齢者に対して同様の手口で犯行を敢行していた。同年4月、カンボジアから退去強制された同男ら19人を、詐欺罪で逮捕した（警視庁、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、静岡、富山、岐阜、愛知、京都及び熊本）。

(2) SNS型投資・ロマンス詐欺

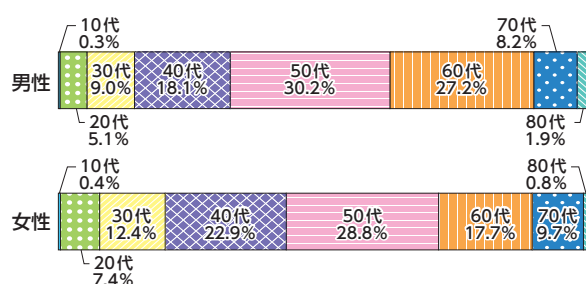
令和5年下半期において、SNSを使用した非対面型の投資詐欺やロマンス詐欺の被害が急増し、同年中の被害額は、特殊詐欺の被害額（約453億円）を上回る約455億円に上るなど、極めて憂慮すべき状況にある。

図表特－4 SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額（令和5年・月別）

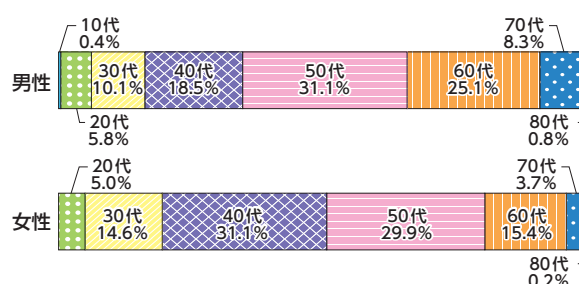


これらの詐欺では、被疑者がSNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振込みにより被害金をだまし取るといった手口がみられる。同年中の被害状況をみると、被害者の年齢は、男性は50歳代から60歳代、女性は40歳代から50歳代の被害が多く、また、同年におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の1件当たりの平均被害額は1,000万円を超えている。SNS型投資・ロマンス詐欺については、被害実態や犯行手口が必ずしも十分に明らかになっていないことから、これを早急に解明する必要がある。

図表特－5 被害者の年齢層（SNS型投資詐欺）



図表特－6 被害者の年齢層（SNS型ロマンス詐欺）



こうした情勢を踏まえ、令和6年6月、犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策」^(注1)が決定され、SNS型投資・ロマンス詐欺のほか、特殊詐欺やフィッシング詐欺を含め、この種の犯罪から国民を守るため、関係省庁・事業者等が連携し、同対策に基づく施策を推進することとされた。

SNS型投資・ロマンス詐欺には、匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれることから、警察では、同グループが資金獲得活動として同種事案を敢行している可能性も視野に、SNS型投資・ロマンス詐欺対策が新たな「警戒の空白」^(注2)となることのないよう、部門横断的な体制を構築した上で、特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策と一体的に捜査と抑止を含む総合的な対策を強力に推進していくこととしている。

(3) 強盗・窃盗等^(注3)

強盗・窃盗等についても、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「即日即金」等の文言を用いて実行犯が募集された上で敢行される実態がうかがわれる。このような匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により敢行された強盗・窃盗等事件は、令和3年9月以降、令和6年3月までに22都道府県において78件発生しており、これらの中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられる。

CASE

とび職の男(20)らは、令和5年2月、被害者宅に侵入し、被害者の両足をテープで緊縛した上、「金はどこにあるんだ」などと脅迫し、現金約8万円等を強取した。捜査を進めたところ、同男らは、SNSを通じて犯罪に加担するようになり、指示役の下、実行役、運転手等、役割を細分化させ、相互に連絡を取る際には匿名性の高い通信手段を用いるなどして犯行に及んでいたことが判明した。また、指示役には、暴力団の関係者が含まれていた。同年8月までに、同男ら9人を強盗殺人未遂罪等で逮捕した(福島)。

CASE

飲食店従業員の男(19)らは、令和5年5月、腕時計店に侵入し、店員に対してナイフ様の刃物を示して、「伏せろ、ぶっ殺すぞ」などと脅迫し、ショーケースをたたき割って腕時計等(販売価格合計約3億856万円)を強取した。捜査を進めたところ、犯行に使用された車両を用意した男(33)は、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募の上、犯行に加担していたことが判明するなど、背後に犯罪の実行を指示する組織の存在がうかがわれた。令和6年2月までに、同男ら7人を強盗罪等で逮捕した(警視庁)。

MEMO

組織的窃盗・盗品流通事犯

近年、外国人グループ等により、組織的に金属盗や自動車盗、万引きが敢行され、盗品が海外へ不正に輸出されるなどの事案が発生しており、治安上の課題となっている。例えば、メンバーが流動的に入れ替わる外国人グループにより太陽光発電施設内の銅線が大量に盗み出され、買取業者に売却されるなど、窃盗等が組織的かつ計画的に行われているほか、こうした事案が不法滞在外国人等の収入源となっている実態もみられる。また、海外に所在する首謀者が、SNSを利用してつながった実行役に対して盗む物品を指示し、指定した場所に大量の盗品を送らせるという手口での犯行も確認されている。

警察では、匿名・流動型犯罪グループが組織的窃盗・盗品流通事犯にも関与している可能性を視野に、実態解明を進めているほか、このような組織的窃盗・盗品流通事犯に対し実効的な対策を講じるため、警察庁にワーキンググループを設置し、部門横断的な検討を行っている。

CASE

カンボジア人の男(26)らは、令和5年6月から同年7月にかけて、太陽光発電施設2か所において、銅線約2,800メートル(時価合計約1,200万円相当)を窃取した。捜査を進めたところ、外国人コミュニティを通じて知り合ったメンバーがグループを形成し、離合集散を繰り返しながら複数の犯行に及んでいた実態が明らかになった。同年12月までに、同男ら7人を窃盗罪で検挙した(群馬)。



銅線窃盗の被害品及び工具

注1：21頁参照

2：警戒の空白を生じさせないための組織運営については、221頁参照(第7章)

3：強盗、窃盗、住居侵入、建造物侵入等

(4) 繁華街・歓楽街における多様な資金獲得活動

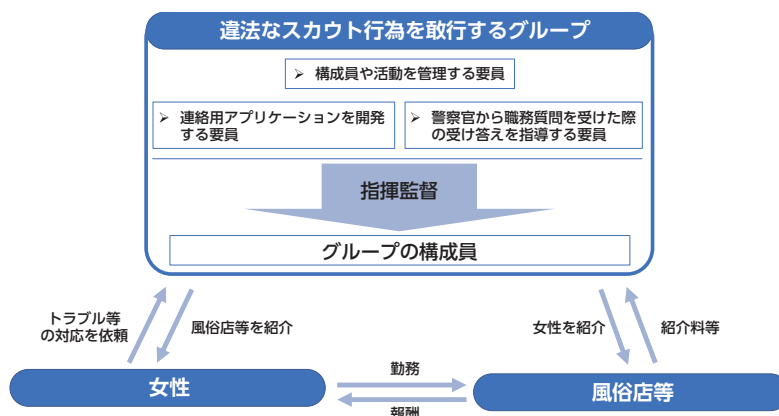
匿名・流動型犯罪グループは、風俗店、性風俗店、賭博店の経営やスカウト行為等に直接的又は間接的に関わるなど、繁華街・歓楽街における活動を有力な資金源としているとみられる。また、インターネットやSNS、匿名性の高い通信手段の利用等によって、その活動実態や資金の流れを潜在化させつつあるほか、警察への対抗措置を強化している。

CASE

グループ内の規約に違反したとして、同じグループのメンバーである男性をマンションに監禁し、殴る蹴るなどの暴行を加えた男(32)ら21人を、令和6年2月までに、監禁罪、強制わいせつ致傷罪等で逮捕し、同グループに対する捜査を進めたところ、同グループが、違法なスカウト行為を組織的に敢行していた実態が明らかになった。

同グループは、1,000人以上の構成員を有し、首都圏のほか、宮城県、大阪府、熊本県等の繁華街・歓楽街で広域的に活動しており、風俗営業等に紹介した女性の売上げに応じて支払われる紹介料を、主な資金源としていた。同グループでは、構成員や活動を管理する要員を「総務課」や「契約課」と、グループ内での連絡に使用するアプリケーションを開発する要員を「アプリ課」と称するなどし、会社に扮した組織管理を行っていた。また、警察官から職務質問を受けた際の受け答えの指導等を担う要員を指定するなどして、警察への対抗措置を組織的に講じていた(警視庁)。

図表特-7 違法なスカウト行為を敢行するグループと風俗店等、女性との関係



また、近年、いわゆるホストクラブ等で男性従業員が女性客を接待するなどして高額な料金を請求し、その売掛金等名下に女性客に売春をさせたり、性風俗店で稼働させたりするといった事案が問題となっている。こうしたホストクラブ等の中には、風営適正化法に定められた営業の許可を得ることなく営業する店舗や、許可を受けていても、客引き禁止違反、営業時間制限違反、料金表示義務違反等の違法行為を行う店舗も見受けられるとともに、事案の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性が懸念される。

警察では、こうした犯罪組織の関与も視野に、違法行為を行う悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを推進している。

(5) その他の資金獲得活動

匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動は多岐にわたっており、特殊詐欺や強盗・窃盗にとどまらず、様々な手口で犯罪を繰り返している。

① 悪質なリフォーム業者による詐欺等

高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォーム訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質なリフォーム業者による犯罪行為が確認されている。こうした悪質行為が組織的に反復継続して敢行され、その収益が匿名・流動型犯罪グループの資金源となっている可能性があることから、警察では、実態解明及び取締りを推進している。

CASE

屋根補強工事代金名目で現金をだまし取ろうと考え、令和5年4月、高齢者の自宅を訪問して屋根瓦修繕工事契約を締結の上、雨漏りの解消又は防止の効果がない工事を行い、同高齢者から現金約64万円をだまし取ったとして、同年9月、屋根瓦修繕業の男（28）ら7人を詐欺罪及び特定商取引法違反（不備書面交付等）で逮捕した。

捜査を進めたところ、同男らは、屋根瓦修繕の訪問販売を営むグループとして活動しており、指示役の指示の下、近隣での工事の挨拶を装って被害者宅を訪問し屋根の点検を勧める役割の者、被害者宅の屋根に上って瓦を調べた上、「このままでは雨漏りします」などと言って工事契約を勧める者、後日改めて契約を締結する者、雨漏りに効果のない工事を行う者等、役割を細分化させた上で、匿名性の高い通信手段を使ってグループのメンバーと連絡を取り合いつつ、静岡県、神奈川県及び山梨県等で活動していたことが判明した（静岡）。

② オンラインカジノ

近年、海外オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加が指摘されており、国内の賭客が自宅や違法な賭博店等のパソコン等からオンラインカジノサイトにアクセスして賭博を行う状況がうかがわれる。こうしたオンラインカジノに係る賭博事犯には、実質的な運営者として、又はその背後で、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与しているケースもみられることから、警察では、捜査を徹底し、実態解明を進めているほか、賭博運営者等に対する組織的犯罪処罰法の適用による加重処罰や犯罪収益の剥奪に努めている。

CASE

無職の男（40）は、マンションの一室を利用し、備付けのパソコンを賭客に使用させてオンラインカジノで賭博を行わせる違法な賭博店を運営していた。同男らは、店舗となるマンションを移転するなどしてその活動を潜在化させていたほか、同店舗には暴力団員が頻繁に出入りするなど、背後組織として暴力団の関与が疑われる状況であった。令和6年2月までに、同男ら11人を賭博罪（常習賭博）等で検挙した（鹿児島）。

③ フィッシング

近年、フィッシング^{（注1）}によるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害が増加しており、こうした事案の中には、匿名・流動型犯罪グループが関与する事例も確認されている。警察では、捜査を徹底し、実態解明を進めるとともに、関係機関・団体と連携した被害防止対策を推進している^{（注2）}。

CASE

元暴力団構成員の男（49歳）らは、令和元年9月から同年11月にかけて、フィッシングによりインターネットバンキング利用者から口座情報等を不正に取得したとみられる中国人の男と共謀して不正送金を実行するとともに、「出し子」の男らに現金を引き出させるなどして、総額500万円を窃取した。同男らは、匿名性の高い通信手段を通じて連絡を取り合いながら、同様の手口での犯行を繰り返しており、被害総額は約9,300万円相当に上った。令和3年1月から令和6年1月にかけて、首謀者である同男や中国人の男を含む31人を、不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺等で検挙した（沖縄、茨城、埼玉、神奈川、山梨、静岡、兵庫、福岡及び宮崎）。

④ このほかの各種事犯

匿名・流動型犯罪グループが大麻等薬物の密売やヤミ金融関連事犯等の資金獲得活動を行っている実態も確認されており、警察では、実態解明及び取締りを徹底することとしている。

CASE

傷害事件の捜査過程で、未成年を含む素行不良者グループを把握したことから、同グループの実態解明を進めた結果、同グループが、SNSを通じて入手した大麻や、自ら栽培した大麻を密売していることが明らかになった。同グループは、薬物の密売に当たって、匿名性の高い通信手段を用いて連絡を取り合うなどし、その活動を潜在化させていた。令和6年1月までに、同グループの男（33）ら10人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕した（愛媛）。

注1：実在する企業・団体等や官公庁を装うなどしたメール又はショートメッセージサービスを送り、その企業等のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイト（フィッシングサイト）を受信者が閲覧するよう誘導し、当該フィッシングサイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手する手口

注2：フィッシングによる被害防止対策については、116頁参照（第3章）

CASE

飲食店経営者の女（44）らは、令和元年11月から令和2年6月にかけて、融資を申し込んできた顧客4人に対し、法定利息の約6倍から約31倍で金銭を貸し付け、約40万円の元利金を受領した。捜査を進めたところ、同女らは、広域的にヤミ金融事犯を敢行するグループに属しており、同グループは、SNS等を通じてヤミ金融の利用客を募集し、返済に窮した同利用客を、別の利用客の募集や取立て等に從事させるなどしながら、犯行を繰り返していたことが明らかになった。令和5年10月までに、同グループのメンバー14人を出資法違反（超高金利）等で逮捕するとともに、同グループのメンバーらが保有する現金約800万円に対し、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（島根、福岡）。

MEMO



第一線から見た匿名・流動型犯罪グループ

警察庁では、匿名・流動型犯罪グループを治安対策上の脅威と位置付けて実効的な対策を推進するに当たり、組織犯罪対策を第一線で担う者が日々感じている実態を的確に反映するため、都道府県警察本部の組織犯罪対策部門で情報収集・分析を指揮する「情報官^{（注1）}」をはじめとする捜査幹部と意見交換を重ねている。ここでは、情報官や、特殊詐欺事件の捜査責任者から得られた「現場の声」の一端を紹介する。

① 匿名・流動型犯罪グループの勢力

匿名・流動型犯罪グループの勢力については、「全体的に勢力を拡大させている」ないし「部分的に勢力を拡大させている」との認識が大勢を占め、この傾向は、大都市圏のみならず全国的に共通である。

② 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り

匿名・流動型犯罪グループに対する取締りに関し、SNSや匿名性の高い通信手段が捜査上のハードルとなっており、これを乗り越えていくことが重要であるとの認識が広く全国の捜査幹部に共有されている。そのための取組として、「通信事業者や暗号資産交換業者等の関係事業者との協力関係を強化する」、「携帯電話の解析技術を強化する」ことのほか、「仮装身分捜査^{（注2）}」のような新たな捜査手法の導入を求める声もある。

このほか、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りに関し、次のような、現場からの強い声もある。

【第一線の声】

- ・匿名・流動型犯罪グループに対する取締りにおいては、各部門で強力に突き上げ捜査を行うことを前提として、部門間で情報を集約・共有し、無駄のない効率的な捜査に取り組むことが重要である。
- ・特殊詐欺等の全国的に敢行される犯罪については、各都道府県警察内部での連携等のみでは対処しきれないと感じている。全国警察が一丸となって取り組むことによって、効率的な捜査が実現され、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に近づくことができる。
- ・匿名・流動型犯罪グループは、手を替え品を替えその活動を匿名化・潜在化させていることから、だまされたふり作戦、協力者への保護対策といった従来からの手法にとらわれず、警察としても、創意工夫しながら強力な対策を推進していく必要がある。
- ・匿名・流動型犯罪グループは新たな技術を取り入れつつ資金獲得のための犯罪を敢行していることから、こうした動向に的確に対応するため、SNSや携帯電話の解析技術等の向上を図り、携帯電話、預金口座、電子マネー等犯行ツール対策を今後更に強化していく必要がある。

警察では、こうした第一線の声も踏まえ、全国一丸となって、匿名・流動型犯罪グループに対する諸対策を強力に推進していくこととしている。

注1：都道府県警察本部の組織犯罪対策部門においては、関係する様々な部門が保有する組織犯罪に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、関係部門間における情報の共有化等を図ることにより、より戦略的な組織犯罪対策を講ずるため、総括情報官等を設置する「情報官制度」を導入している。

注2：捜査員が仮装の身分を使用して捜査対象者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行う捜査手法

1 実態解明・取締りのための体制強化

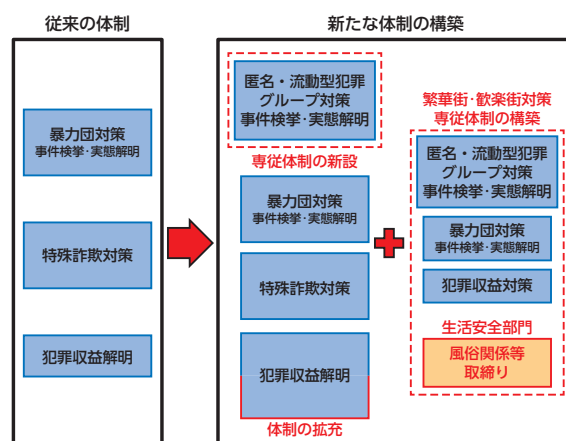
(1) 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りのための体制強化

匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性、流動性を利用して、特殊詐欺、強盗・窃盗等の多様な資金獲得活動を行っている実態を踏まえ、犯罪グループの収益構造に切り込んでいくべく、警察では、部門や罪種にこだわることなく、犯罪実態やターゲットの活動実態に応じた、警察の総合力を発揮できるような新たな体制を構築した上で、徹底した取締りを推進している。特に、匿名・流動型犯罪グループをターゲットとし、部門間の縦割りを排した専従体制として、令和6年（2024年）4月、全国警察において、暴力団、特殊詐欺に対する既存の取締り体制とは別に、匿名・流動型犯罪グループの犯罪手口、資金源等の活動実態を明らかにするための実態解明体制、中核的人物等の取締りを行うための事件検挙体制を、新たに整備した。

また、匿名・流動型犯罪グループを弱体化させるべく、犯罪で得た資金を確実に剥奪するため、その資金獲得活動とマネー・ローンダリングの実態解明等を推進することを狙い、犯罪収益の解明を担う既存の体制を拡充した。

さらに、大規模な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察においては、繁華街・歓楽街を中心に風俗営業等の多様な資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの実態解明・取締りのため、組織犯罪対策部門、生活安全部門等で構成する専従体制を構築し、部門横断的な対策を講じるなどしている。

図表特－8 匿名・流動型犯罪グループの取締りに対する体制の強化



MEMO

警視庁「犯罪集団等の実態解明及び取締りに関する特命チーム」

警視庁では、令和4年12月、「犯罪集団等の実態解明及び取締りに関する特命チーム」を発足させた。同チームは、副総監を長として、犯罪集団等に関する情報の集約・分析を行うとともに、事案対処のための部門横断的なタスクフォースを立ち上げ、実態解明及び取締りを推進している。

例えば、「風俗・スカウトタスクフォース」では、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが、繁華街・歓楽街を中心として風俗営業等や賭博、スカウト・客引き等に関わり、その収益や他の犯罪によって蓄えた資金を新たな風俗営業等の事業に充てるなど、犯罪収益等を還流させている実態がうかがわれることを踏まえ、暴力団対策課、組織犯罪対策総務課、国際犯罪対策課、薬物銃器対策課、組織犯罪対策特別捜査隊、保安課及び生活安全特別捜査隊が連携し、犯罪組織に対する実態解明と取締りを推進している。

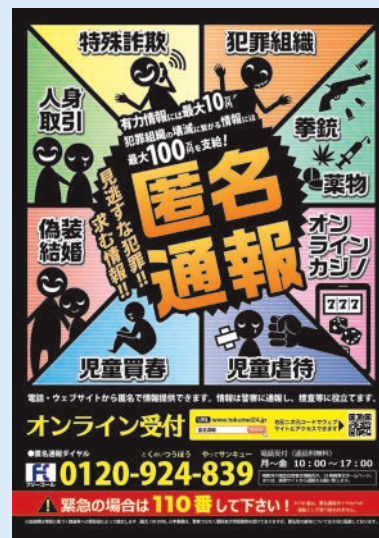
「風俗・スカウトタスクフォース」では、令和5年6月、インターネット上に開設されたサイトを通じて応募した中国人女性を雇って中国人客を相手に池袋地区で売春をさせていた風俗店の経営者の男（40）らを風営適正化法違反（禁止地域営業）等で検挙するなどしている。

MEMO

匿名通報ダイヤルの運用

犯罪組織に関する情報を警察へ通報する手段としては、110番通報や警察総合相談電話等が存在するが、これらは警察に対する直接の通報であることから、通報者の身元が特定され、事情聴取等の形で刑事手続に関わるることとなる可能性があることを理由に、通報を躊躇うることがあると推察される。特に、組織犯罪については、組織からの報復や嫌がらせを恐れ、警察への通報に踏み切れないケースが少なくない。

警察では、このような事情を踏まえ、匿名で寄せられた通報を受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業（匿名通報ダイヤル）を活用し、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織の実態解明や取締りに役立てている。



匿名通報ダイヤルに関する広報啓発資料

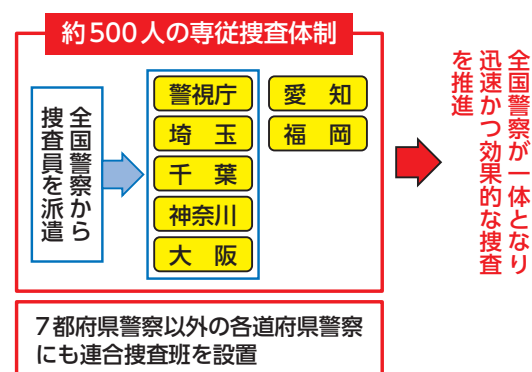
(2) 広域的な捜査連携の強化

暴力団や匿名・流動型犯罪グループによって敢行される特殊詐欺は、全国各地で被害が発生しているが、その被疑者や犯行拠点の多くは首都圏をはじめとした大都市に所在していることから、捜査範囲が広域にわたる捜査をいかに効率的に行うかが課題になっていた。

こうした状況を踏まえ、全国警察が一体となって効率的に捜査を進めるため、令和6年4月から、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班（TAIT^(注)）」を、各都道府県警察に構築した。特に捜査事項が集中すると見込まれる警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7都府県警察では、それぞれ専従の捜査体制を構築し、全国警察から派遣される捜査員を加え、合計約500人の捜査員を配置した。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺についても、捜査手法等において特殊詐欺と共通する点があることから、迅速かつ効果的な捜査を推進するため、TAITを活用している。

図表特-9 特殊詐欺連合捜査班（TAIT）の設置



全国特殊詐欺取締主管課長等会議において、刑事局長がTAITの運用方針等について都道府県警察へ指示

注：Telecom scam Allied Investigation Teamの略。「タイト」と呼称している。

2 匿名・流動型犯罪グループに新たに加担する者への対策

(1) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者の募集への対策

近年、SNS等のインターネット上において犯罪実行者を募集する内容が掲載されている実態がみられる。こうした犯罪実行者募集情報においては、「高額バイト」等の表現が用いられたり、仕事の内容を明らかにすることなく著しく高額な報酬を示唆したりするなど、犯罪の実行犯を募集する投稿であることを直接的な表現で示さないものがみられる。令和5年中に特殊詐欺の「受け子」等として検挙した被疑者のうち41.8%が、「受け子」等になった経緯として「SNSから応募した」旨を供述するなどしている。こうした犯罪実行者募集情報は、青少年等が安易に特殊詐欺をはじめとする犯罪に加担する契機となっている。

警察では、関係機関・団体等と連携し、このような犯罪の実行者を生まないための対策を多角的に推進している。

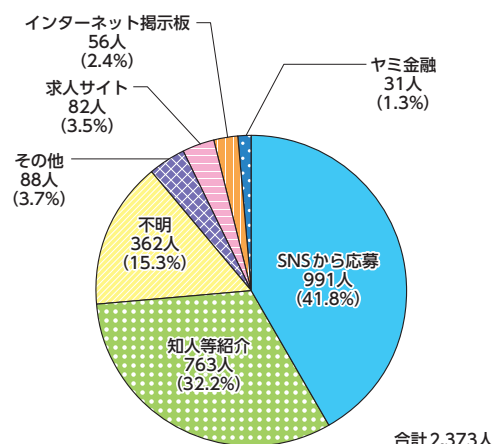
① インターネット・ホットラインセンターの運用

警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注1)を運用している。インターネット上に犯罪実行者募集情報が氾濫している状況を踏まえ、令和5年9月、IHCにおいて取り扱う対象である重要犯罪密接関連情報^(注2)の類型に「犯罪実行者募集情報」を追加し、当該情報の排除を実施している。

また、警察では、SNSにおける返信（リプライ）機能を活用し、犯罪実行者募集情報の投稿者等に対する個別警告等を推進している。

IHCの運用状況については、図表特-11及び図表特-12のとおりである^(注3)。

図表特-10 受け子等になった経緯について



注：令和5年1月から同年12月末までに検挙した被疑者を対象に調査



IHCに関する広報啓発資料

図表特-11 IHCにおける分析件数の推移^(注)

区分	年次	令和元	2	3	4	5
総数（件数）		29,285	67,518	44,555	28,585	44,685
違法情報		26,656	63,189	41,944	25,895	33,200
自殺誘引等情報		2,629	4,329	2,611	2,690	6,609
重要犯罪密接関連情報		—	—	—	—	4,876
犯罪実行者募集情報		—	—	—	—	4,411
その他		—	—	—	—	465

注：分析の対象外となった情報を除く。

図表特-12 警察に通報された違法情報の件数及び削除に至った違法情報の件数の推移^(注)

区分	年次	令和元	2	3	4	5
警察への通報件数（件）		2,269	3,099	3,795	3,490	2,818
削除件数（件）		1,482	1,787	1,846	2,026	1,645

注：プロバイダ等への情報の削除依頼から5営業日後に確認を行い、削除が確認できた件数

注1：117頁参照（第3章）

2：個人の生命・身体等に危害を加えるおそれが高い重要犯罪等と密接に関連する情報。具体的には、例えば、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等する情報、爆発物・銃砲の製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められる情報、殺人等を直接的かつ明示的に請負等する情報等をいう。

3：数値は、IHCの公表資料による。

② サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除

求人サイト等においても犯罪実行者募集情報が掲載される実態があったことから、警察では、これを排除するため、求人メディア等の業界団体や事業主への働き掛けについて、都道府県労働局等の取組を支援するなどしている。

また、犯罪実行者募集情報等の発信が、職業安定法に規定する「公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」等として違法行為に該当することに鑑み、この種の犯罪の取締りを推進している。

CASE

無職の女（26）は、令和5年7月、特殊詐欺の「受け子」等をさせる目的で、SNSを利用して、「受け子募集」、「金額で10万円～30万円報酬で渡します」などと記載した求人情報を投稿した。同年10月、同女を職業安定法違反（有害業務の労働者募集）で逮捕した（宮城）。

（2）青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

匿名・流動型犯罪グループは、犯罪を敢行するに当たって、SNS等において犯罪の実行者を募集している。目先の利益を手に入れるため安易にこれに応募した青少年が、「指示されるままに次々と犯罪を敢行し、その上、一切の報酬が支払われなかった」、「犯罪グループから警察に密告され、逮捕された」といった事例にみられるように、犯罪グループは、青少年を都合よく利用するなど、言わば「使い捨て」にしている実態が認められる。

警察では、青少年が事の重大性を十分に認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことのないよう、関係機関とも連携して、様々な機会や広報媒体を活用して広報啓発を強化している。令和5年7月には、少年が犯罪実行者募集情報への応募をきっかけに犯罪組織に使い捨てにされ、検挙されるまでの実態を紹介した広報資料^(注)を作成し、非行防止教室等において、犯罪実行者募集情報の実態、犯罪へ加担することの危険性、犯罪組織の悪質性について発信している。



青少年に対する広報啓発資料

3 匿名・流動型犯罪グループが悪用する犯行ツールへの対策

（1）匿名・流動型犯罪グループに悪用される口座への対策

匿名・流動型犯罪グループは、不正に譲渡された預貯金口座を金銭の授受に悪用している実態がみられるところ、警察では、預貯金口座の犯罪への悪用を防止すべく、金融機関等に不正な口座開設に係る手口等の情報を提供したり、顧客等への声掛け・注意喚起を徹底・強化するよう要請したりしているほか、犯罪収益移転防止法等に基づく取締りを強化するなど、預貯金口座の不正利用防止対策を推進している。

また、近年、帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、特殊詐欺をはじめとする匿名・流動型犯罪グループの各種資金獲得活動に利用される実態が認められることから、警察庁では、関係機関・団体と連携し、預貯金口座の不正譲渡の違法性について広報啓発を徹底し、注意喚起を行っている。



外国人向けの注意喚起リーフレット

注：https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf



(2) 匿名・流動型犯罪グループに悪用される電話への対策

匿名・流動型犯罪グループが多様な資金獲得活動を敢行するに当たって、電話を悪用している実態がみられる。例えば、特殊詐欺についてみると、令和5年中に特殊詐欺として被害届を受理した事案1万9,038件のうち、犯人側が被害者側に接触する最初の通信手段の77.5%が電話であり、また、用いられる番号種別も固定番号、特定IP電話番号（050IP番号）、携帯番号、国際番号等、様々なものが確認されている。警察では、このように悪用される電話への対策を多角的に推進している。

① 携帯電話対策

匿名・流動型犯罪グループの中には、自己への捜査を免れる目的で、不正に取得した携帯電話を悪用する実態が認められる。携帯音声通信事業者に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約するなどの方法で、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が悪用される事例が確認されている。

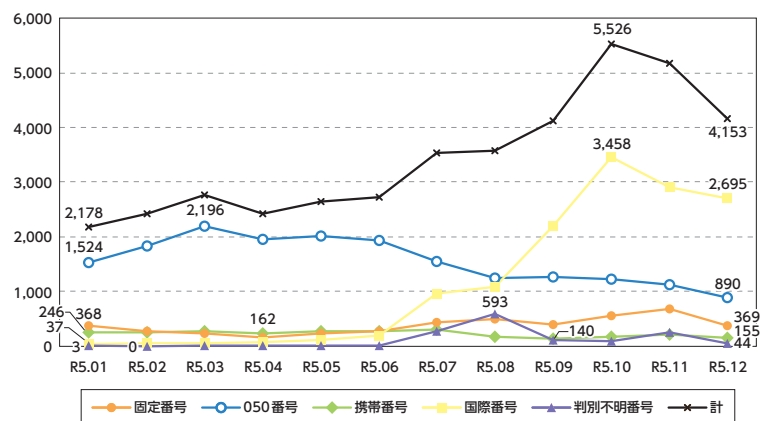
警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯音声通信事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用される携帯電話への対策を推進している。

② 固定電話対策

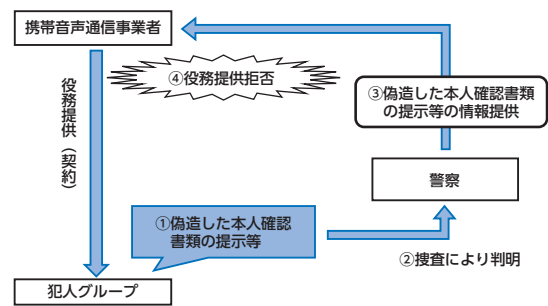
電話転送の仕組み^(注)を悪用して、犯行グループの携帯電話等からかける電話を「03-×××-××」などの固定電話からのものであるかのように偽装したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けてこれを信じて応じてきた相手をだましたりする手口が、匿名・流動型犯罪グループによりとられている。

このような状況に鑑み、令和元年9月以降、電気通信事業者においては、悪用された固定電話番号の利用を警察の要請に基づき停止する仕組みを運用しているほか、利用停止の対象となった電話番号の契約者情報を警察において集約し、複数回にわたって利用停止の要請がなされた契約者に対する電話番号の新規提供を一定期間停止するよう電気通信事業者に要請するなどの対策を講じている。警察による利用停止の要請に基づき、令和5年末までに1万2,665件の利用停止が実施されている。

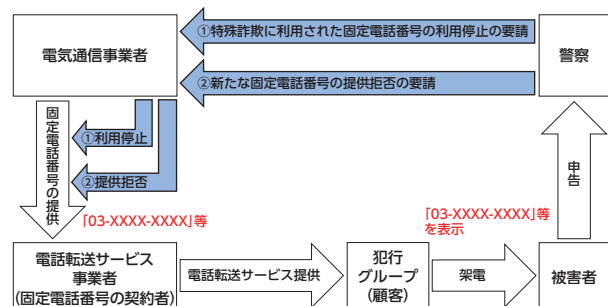
図表特－13 特殊詐欺の犯行に利用された番号種別の推移



図表特－14 携帯音声通信事業者における携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



図表特－15 悪用された固定電話の利用停止等の仕組み



注：電話転送サービス事業者が電気通信事業者から提供を受けた固定電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る通話を顧客やその通話相手の電話番号等に自動的に転送する仕組み

③ 特定IP電話対策

近年、特定IP電話番号（050IP電話番号）が、匿名・流動型犯罪グループの多様な資金獲得活動の一つである特殊詐欺等の犯行に悪用される事例が多くみられたことなどに鑑み、令和3年11月、犯行に利用された固定電話番号を電気通信事業者が利用停止等する仕組みの対象に、特定IP電話番号が追加された。警察による利用停止の要請に基づき、令和5年末までに9,482件の特定IP電話番号の利用停止が実施されている。

MEMO



悪質な電話転送サービス事業者が保有している「在庫番号」利用の一括停止

電話転送サービス事業者の中には、特殊詐欺の実行犯人等に電話番号の供給を繰り返していると認められる悪質なものも確認されている。

こうした状況を踏まえ、警察と関係機関・団体が協力し、令和5年7月1日から、このような悪質な電話転送サービス事業者が保有する全ての「在庫番号」につき、既に顧客に対して提供されたものを含め、その利用を一括して停止する仕組みを導入した。

令和5年中は、4事業者3,270番号について一括停止が実施されている。

MEMO



いわゆる050アプリ電話番号の本人確認の義務化

特定IP電話番号への対策を更に強化するため、携帯電話不正利用防止法施行規則の一部改正により、令和6年4月から、いわゆる050アプリ電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供契約締結時の本人確認義務の対象とされた。

（3）匿名・流動型犯罪グループに悪用される名簿への対策

犯罪グループが高齢者を中心とした名簿を入手し、名簿に登載されている者に対して電話をかけるなどして特殊詐欺や強盗・窃盗等の犯行に及んでいる実態が認められるところ、警察では、捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、警察官による戸別訪問や警察が業務委託したコールセンターからの電話連絡を行い、注意喚起や具体的な対策について指導・教示するなどしている。

また、警察庁では、名簿の利用実態に関し、個人情報保護委員会事務局と意見交換を行ったほか、個人情報の適正な取扱いが一層確保されるよう関係機関・団体等への働き掛けを実施している。

(4) 匿名・流動型犯罪グループによる情報通信技術等を悪用した新たな犯罪への対策

① 暗号資産対策

近年、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動において、暗号資産が犯罪に悪用されたり、犯罪収益等が暗号資産の形で隠匿されたりするなどの実態がみられる。警察では、こうした様々な犯罪に悪用される暗号資産の移転状況を追跡するとともに、警察庁において、追跡結果を横断的・俯瞰的に分析し、その結果を都道府県警察と共有している。こうした取組により、例えば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯と特殊詐欺事案に関して同一被疑者の関与が判明するなど、従来の捜査では必ずしも明らかにならなかった複数事案同士の関連性や、背景にある組織性等が浮き彫りになっているところであり、今後も更なる捜査の進展が期待される。

また、暗号資産が犯罪に悪用される場合において、暗号資産交換業者の金融機関口座を送金先とする手口が多発している。こうした状況を踏まえ、令和6年2月、警察では、金融庁と連携し、関係団体等に対し、暗号資産交換業者の金融機関口座に対して行われる送金元口座名義人名と異なる依頼人名で送金された場合に取引を拒否すること、暗号資産交換業者への不正な送金を監視することなどの対策の強化を要請した。

② 電子マネー対策

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめとした資金獲得活動を敢行するに当たって、コンビニエンスストアで電子マネーを購入するよう被害者に仕向け、これを不正に取得するなどしている実態がみられる。電子マネー等を悪用するこうした手口への対策として、警察と関係事業者が協力し、不正な方法で詐取された電子マネーのモニタリングによる検知及び利用停止を強化するとともに、コンビニエンスストア等での従業員による電子マネー購入希望者への声掛けの強化、店頭販売棚やレジ・端末機画面における訴求力の高い注意喚起、情報発信といった取組を推進している。

③ フィッシング対策

警察では、フィッシング^(注1)によるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害が近年増加していることを踏まえ、具体的な被害事例を踏まえたフィッシング対策を講じるよう金融機関に対し要請するとともに、関係機関・団体と連携し、警察庁ウェブサイトにおいてフィッシングの被害防止に関する注意喚起を行っている。

また、警察庁では、都道府県警察が把握したフィッシングサイトに係るURL情報を集約し、ウイルス対策ソフト事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトの機能による警告表示等、フィッシングサイトの閲覧を防止する対策を実施している。

MEMO

インターネット上における偽情報を悪用した犯罪への対策

近年、SNSや動画配信・投稿サイト等のデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、インターネット上で膨大な情報が流通し、誰もがこれらを手に入れることが可能となっている。こうした中、ディープフェイク^(注2)を利用して作成された偽情報が拡散するという事例も発生している。

こうして作成された偽情報は、匿名・流動型犯罪グループによるものを含め、詐欺等の犯罪に悪用されるおそれもあることから、警察では、新たな技術を悪用した犯罪の動向を注視している。

注1：8頁参照

2：AI技術を用いて偽の動画や音声を作る技術

匿名・流動型犯罪グループは、繁華街・歓楽街における違法な風俗店、性風俗店、賭博店の経営やスカウト行為等に関わり、その収益を有力な資金源としている実態がうかがわれる。こうした状況を踏まえ、警察では、大規模な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察において、部門横断的な専従体制を構築するなど、風俗営業等に絡んで多様な資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの実態解明・取締りを徹底している^(注)ほか、繁華街・歓楽街を対象とした以下のような対策を推進している。

(1) 繁華街・歓楽街における匿名・流動型犯罪グループの排除及び犯罪インフラの解体

警察では、違法風俗店等の取締りにより生じた空きビル・空き店舗等が再び違法風俗店等に利用されることを防止するため、宅地建物取引業者、ビルオーナー、管理会社等に対して、不動産賃貸借契約時における犯罪組織のメンバーや違法風俗店等の排除等の措置を指導するとともに、空きビル・空き店舗等に速やかに適正な用途の入居等が行われるよう、商店街等や自治体による対策を促している。

また、飲食業組合等と連携して、繁華街・歓楽街において営業する飲食店等が匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織からの不当な要求を拒否する活動を支援するとともに、警察として対応を要する行為を認めた場合には、厳正に対処することとしている。

さらに、風俗情報誌、風俗情報サイト、来日外国人向けフリーペーパー等について、犯罪組織の関与、在留資格や住居の不正な仲介、斡旋等が行われないよう、関係業界等に対して働き掛けを行っている。

(2) スカウト等の迷惑行為の防止

経済的困窮を抱えた女性や若年層につけ込み、性風俗店での勤務やアダルトビデオへの出演を斡旋することなどを目的として、主要な駅や繁華街の路上等において悪質なスカウト行為等がなされる例がある。この種のスカウト行為等が女性や若年層に対する性的搾取や労働搾取につながり、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織の不法な利益となる。

警察では、こうした悪質なスカウト行為等、特定の地域で常態的に行われる売春目的の勧誘、風俗店等における客からの不当な料金の取立て、客引き等の迷惑行為に対して、風営適正化法、売春防止法等の関係法令を適用し、検挙、行政処分、警告、指導、街頭補導を行うなど、積極的な指導取締りを推進している。

CASE

千葉県警察では、令和5年12月、千葉市（千葉市客引き行為等防止指導員等）や防犯ボランティア団体等と連携して、千葉市中央区における合同パトロールを実施した。パトロールでは、店側に対し、その区域が千葉市の条例に基づき指定された「客引き行為禁止区域」であることを呼び掛けるとともに、通行人に対し、客引きを利用しないよう呼び掛けるなどした。このように、警察では、官民一体となって、風俗環境の浄化及び安全で安心なまちづくりを推進している。



合同パトロールの状況

(3) 非行少年対策

少年らが繁華街・歓楽街に集まることにより、犯罪組織等との集団的不良交友関係が形成される実態があり、こうした少年らが匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に加担してしまうことが懸念されていることから、警察では、少年事件の捜査・調査、街頭補導活動、商店街等との情報交換等により集団的不良交友関係の実態を解明するとともに、これを解消し、又は形成させないための取組を推進している。

注：10頁参照

5 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携

近年、一部の匿名・流動型犯罪グループでは、その拠点を小規模化・多様化し、短期間で移転させる傾向を強めている。こうした中、首謀者や指示役のほか、架け子・架け場が海外に所在するなどのケースもみられる。特に海外の架け場等から敢行される特殊詐欺の認知・検挙件数が大きく増加しており、今後も更なる増加が懸念される。

警察庁では、外国で活動する犯罪グループの情報を入手した場合、その摘発に向けて、関係国の捜査機関と積極的に情報交換を行っているほか、被疑者や証拠品の引渡しに向けて、ICPO(注1)等を通じた捜査協力、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等を推進している。

また、国際会議の場を通じ、東南アジア諸国等の外国捜査機関等との間で、効果的な予防対策や拠点摘発、被疑者の引渡しに係る捜査協力の在り方等について積極的に情報交換や議論を行うなど、犯罪グループを抑え込むための国際連携を強化している。

令和5年中、海外における架け場等の拠点を外国当局が摘発し、日本に移送して検挙した被疑者の状況は、図表特－16のとおりである。



東南アジア諸国との会議

図表特－16 令和5年における海外拠点に関する特殊詐欺事件被疑者の検挙状況

番号	検挙年月	国名	罪名	検挙人数	検挙警察
1	R5.2	フィリピン	窃盗	4名	警視庁
2	R5.3	フィリピン	窃盗	1名	警視庁
3	R5.4	カンボジア	詐欺	19名	警視庁
4	R5.5	フィリピン	窃盗	4名	警視庁
5	R5.5	タイ	窃盗、詐欺	2名	愛知
6	R5.8	カンボジア	詐欺	2名	佐賀
7	R5.8	ベトナム	窃盗	6名	大阪
8	R5.9	カンボジア	詐欺	1名	佐賀
9	R5.11	カンボジア	詐欺	25名	埼玉
10	R5.11	タイ	詐欺	1名	岐阜
11	R5.12	タイ	詐欺	1名	岐阜
12	R5.12	ベトナム	詐欺	3名	埼玉
合計				69名	

MEMO

組織的な詐欺に対する各国との連携強化の推進

令和5年12月8日から同月10日にかけて、茨城県水戸市で開催されたG7内務・安全担当大臣会合(注2)では、「国境を越える組織犯罪」と題するセッションが行われた。

本セッションでの活発な議論を通じ、国境を越える組織的な詐欺がG7各国にとって共通の課題であり、各国が結束して闘っていくとの認識で一致し、「国境を越える組織的な詐欺との闘いにおける協力強化に関するG7宣言」を含むG7茨城水戸内務・安全担当大臣コミュニケを採択した。

また、令和6年3月、ロンドンにおいて開催された国際詐欺サミットに警察庁次長が出席し、G7諸国を含む各国の関係機関やICPO、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)等の国際機関等と組織的な詐欺への連携強化等について協議を行った。同サミットにおいては、国際的に協働して詐欺に対処していくことを確認する成果文書が採択された。



G7内務・安全担当大臣会合



英国国際詐欺サミット

注1：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

注2：G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催については、32頁参照（トピックスⅣ）

6 犯罪収益対策

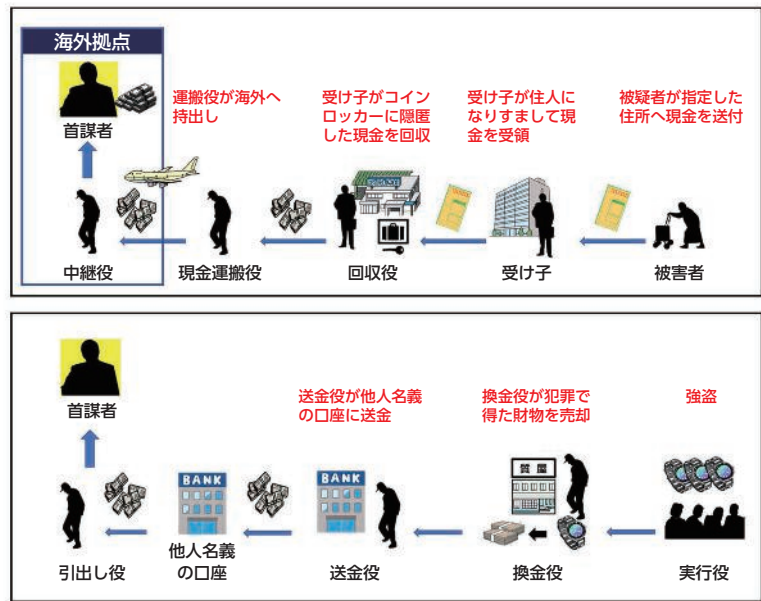
匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ロンダリングを行っている。その手口は、コインロッカーを使用した現金の受け渡し、架空・他人名義の口座を使用した送金、他人の身分証明書等を使用した盗品等の売却、暗号資産・電子マネー等の使用、犯罪グループが関与する会社での取引に仮装した出入金、外国口座の経由等、多岐にわたり、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがわれる。

犯罪収益が最終的に行き着く先は、中核的人物であることから、匿名・流動型犯罪グループから犯罪収益を剥奪し、その還流を防ぐため、犯罪グループの資金の流れを徹底的に追跡、分析している。

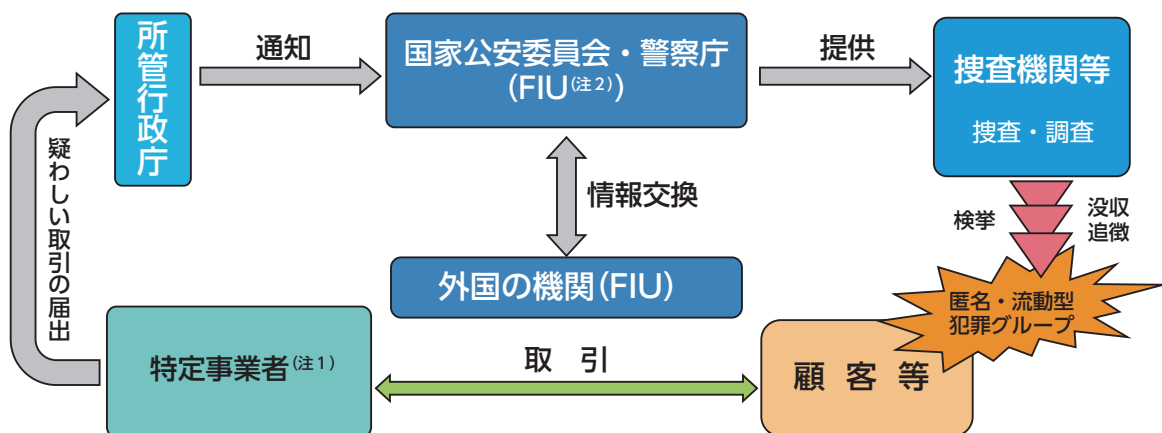
また、国家公安委員会及び警察庁においては、犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引の集約、整理及び分析を行っている。具体的には、過去に届け出られた疑わしい取引に関する情報、警察が蓄積した情報及び公開情報等を活用し、近年多種多様な方法で資金獲得活動を繰り返す匿名・流動型犯罪グループの実態の解明を行っている。

疑わしい取引に関する情報を総合的に分析した結果については、関係する捜査機関等へ提供している。警察庁が分析結果を捜査機関等へ提供した件数は毎年増加しており、令和5年中は過去最多の2万1,730件であった。

図表特－17 犯罪組織における資金の流れ（イメージ）



図表特－18 疑わしい取引の届出から疑わしい取引に関する情報が捜査機関等へ提供されるまでの流れ



注1：特定事業者とは、犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者をいう。

注2：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

さらに、警察では、令和4年12月に法定刑が引き上げられた組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿・收受）等を積極的に適用するなど、適正な科刑の実現を目指した取締りを推進している。

このほか、実態のない法人が詐欺等の犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態がある。警察としては、これらの取締りを推進するとともに、関係機関と連携し、こうした行為を防止するための対策を講じることとしている。

CASE

無職の男（22）は、フィリピンに犯行拠点を置き、広域的に特殊詐欺等を敢行していたグループの「受け子」、「出し子」兼現金回収・運搬役として活動し、令和4年5月、同グループによる窃盗や強盗等によって得た犯罪収益である現金約100万円を、首謀者名義の銀行口座に偽名を用いて振込送金した。令和5年5月、同男を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（警視庁）。

7 被害防止のための身近な対策の普及

警察庁では、匿名・流動型犯罪グループが利用する犯行ツールへの対策の観点から、各種電話対策や名簿対策を推進しているところ、匿名・流動型犯罪グループが、手当たり次第電話や自宅訪問等を行い詐欺等を敢行する手口をとることに鑑み、例えば、次のような身近な対策の普及を促進している。

（1）高齢者の自宅電話に犯罪グループから電話がかかることを阻止するための方策

匿名・流動型犯罪グループは、その資金獲得活動として、高齢者を標的とした特殊詐欺や強盗・窃盗を行っており、これらの犯行に当たっては、犯人側が、被害者方の固定電話に架電する実態がみられる。こうした犯罪の被害を防ぐためには、犯人から被害者の固定電話への電話を遮断するための対策が重要である。

令和5年5月以降、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）では、70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ^{（注1）}及びナンバー・リクエスト^{（注2）}の無償化や、犯罪被害を理由に番号変更を希望する場合の変更手数料の無償化等を行っている。

警察においては、巡回連絡等の警察活動を通じ、NTTが実施する取組の具体的な内容が対象世帯に確実に届くよう周知するとともに、こうしたサービスの利用に向けた支援を実施している。

このほか、留守番電話設定の普及や、自動通話録音、警告音声、迷惑電話番号からの着信拒否等の機能を有する機器の設置促進に向けた取組を推進している。

ナンバー・ディスプレイ等の無償化に関する広報啓発資料

注1：電話をかけてきた相手の電話番号が、電話に出る前に電話機等のディスプレイに表示されるサービス

注2：電話番号を通知しないで電話をかけてきた相手に、電話番号を通知してかけ直すよう音声メッセージで応答するサービス

MEMO

国際電話番号を悪用した特殊詐欺への対策

令和5年7月以降、国際電話番号を利用した特殊詐欺が急増した。国際電話に関しては、国際電話3社^(注1)において、海外との発着信を停止するサービスを提供しており、その受付窓口である「国際電話不取扱受付センター」^(注2)に無料の申込手続を行えば、固定電話・ひかり電話を対象に国際電話番号からの発着信を休止することができる。警察では、国際電話番号からの発着信が見込まれない契約者等に対して、同センターの周知及び申込みの促進に向けた取組を行うとともに、自ら手続をすることを煩雑に感じるなどのため申込みを控えている高齢者世帯等に対し、申込書及び送付用封筒の配布等、契約のために必要な支援を行っている。



国際電話番号による特殊詐欺を注意喚起する広報啓発資料

(2) 現金を自宅に保管させないようにするための対策

高齢者が自宅に保管する現金を狙った強盗・窃盗、特殊詐欺等が発生していることから、その被害を防ぐため、警察では、金融機関等とも連携し、高額の現金を自宅に保管することの危険性や、金融機関への預貯金等を活用するなどの予防対策の広報・啓発を実施している。

MEMO

国民を詐欺から守るための総合対策

政府はこれまで、特殊詐欺等への対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定)や「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止や、携帯電話、電話転送サービス等が犯罪に悪用されにくくするための対策を推進するなど、官民一体となった対策を講じてきた。

他方で、近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、新たな科学技術を悪用した詐欺の手口が急激に巧妙化・多様化している。特に、特殊詐欺のほか、SNS型投資・ロマンス詐欺やフィッシングによる被害が拡大しており、極めて憂慮すべき状況にある。

こうした情勢を踏まえ、政府では、一層強力な対策を迅速かつ的確に講じるため、上記2つのプランを発展的に解消させ、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングを対象に、政府が総力を挙げて取り組むべき施策をまとめ、「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定)を策定した。

これを踏まえ、警察では、各種詐欺等の被害から国民を守るため、こうした犯罪への関与が疑われる匿名・流動型犯罪グループに対する取締りや実態解明を強化するとともに、関係省庁・事業者等と連携した対策を強力に推進していくこととしている。

図表特-19 「国民を詐欺から守るための総合対策」における主な施策

1. 「被害に遭わせない」ための対策

SNS型投資・ロマンス詐欺対策

- ▶被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等
- ▶SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進
- ▶なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進
- ▶大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等

フィッシング対策

- ▶送信ドメイン認証技術(DMARC等)への対応促進
- ▶フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策

特殊詐欺等対策

- ▶国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充
- ▶SMSの不適正利用対策の推進

2. 「犯行に加担させない」ための対策

- ▶「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- ▶青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- ▶金融機関と連携した検挙対策の推進
- ▶電子マネーの犯行利用防止対策
- ▶預貯金口座の不正利用防止対策の強化等
- ▶暗号資産の没収・保全の推進

4. 「犯罪者を逃さない」ための対策

- ▶匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化
- ▶SNS事業者における照会対応の強化
- ▶海外拠点の摘発の推進等
- ▶法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進

注1：KDDI株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社及びソフトバンク株式会社

2：https://www.kokusai-teishi.com/



匿名・流動型犯罪グループは、多様な資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はSNSでその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する、新たな形態のものである。こうしたグループが敢行する多様な資金獲得活動には、特殊詐欺等、その被害を拡大させているものや、強盗といった国民に大きな不安を与える凶悪な犯罪も含まれていることは、第1節第2項で述べたとおりである。国民の不安を払拭するためにも、こうした犯罪の検挙と抑止が急務である。

このような情勢から、警察が今後一層取り組むべき課題として、次のものが挙げられる。

(1) 実態解明と取締りの徹底

匿名・流動型犯罪グループによる多種多様な資金獲得活動は、特殊詐欺のみならず、SNS型投資・ロマンス詐欺、強盗や風俗関係事犯、サイバー空間における犯罪にまでその裾野を広げつつあるとみられる。活動分野を拡大するこうしたグループの弱体化と壊滅のために、全国警察が収集した犯罪グループに関する情報を集約・分析し、その実態を解明するとともに、分析結果に基づく統一的な指揮の下で全国警察が一体となり、中核的人物の検挙、徹底した犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等の取締りを実施することが必要である。これについては、第2節でも述べたように、現在、都道府県警察において、部門の垣根を越えて匿名・流動型犯罪グループの犯罪手口、資金源等の活動実態を明らかにするための実態解明、中核的人物の取締りを行うための事件検挙に取り組んでおり、成果を上げつつあるところである。

(2) 新たな情報通信技術・科学技術への対応

匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明及び取締りを困難としている要因の一つに、同グループがSNSや匿名性の高い通信手段、暗号資産を用いたマネー・ローンダリング等、情報通信技術や科学技術の進展に合わせて、新たな技術を取り込みながらその活動を巧妙化させているという点が挙げられる。

警察においては、このように社会情勢の変化に伴い変容を続ける匿名・流動型犯罪グループに対して後手に回ることのないよう、情報通信技術や科学技術に精通した人材を育成するなどし、警察の技術力を活かして対策の高度化を図っていくことが求められている。

(3) 取締体制の不断の見直し

匿名・流動型犯罪グループが敢行する、特殊詐欺をはじめとした広域的な資金獲得活動に対しては、広域かつ弾力的な警察力の運用が重要となる。これについては、第2節で述べたように、全国各地で発生した特殊詐欺事件に関して他の都道府県警察からの依頼を受けて管轄区内の捜査を行う体制として「TAIT」が整備されたところである。今後、こうした捜査体制を余すところなく活用し、都道府県警察の枠にとらわれない、強力な取締りを一層推進していく必要がある。

また、警察庁においても、令和6年4月、長官官房参事官（特殊詐欺対策及び匿名・流動型犯罪グループ対策担当）を設置し、これを司令塔として、各部門が一体となった対策を一層推進していくこととしている。

(4) 関係機関・団体との連携強化

匿名・流動型犯罪グループへの対策を推進していくに当たっては、関係機関との連携も必要不可欠である。非行少年グループや不良外国人グループが匿名・流動型犯罪グループの中に含まれている可能性もある中、少年や外国人がこうしたグループに加わらないようにし、また、高齢者をはじめ国民一般が匿名・流動型犯罪グループによる犯行の被害に遭わないようにするためには、警察での取組はもちろん、関係機関・団体等が一体となって総力を挙げたアプローチを行う必要がある。これについては、政府においても、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定されたところであり、同対策に基づく施策を推進していく必要がある。

匿名・流動型犯罪グループは、社会のトレンドの変化、科学技術の進展に合わせ、犯罪の手口、組織の連絡手段、組織形態等を変化させながら、国民の被害を拡大させ、取締りを逃れようとしている。

警察では今後、従来の方法にとらわれることなく、組織の総力を挙げて、匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明及び取締りを強力に推進していく。

警察活動の最前線

注:掲載されているキャラクターは、
都道府県警察のマスコットキャラクターです。



匿名・流動型犯罪 グループの一掃に向けて

特殊詐欺の被害額は、昨年、400億円を超えました。こうした深刻な被害の背後には、実行犯として犯罪に加担した者のみならず、SNS等を介して募集した若年者等を実行犯として使い捨てる、指示役の存在があります。

匿名・流動型犯罪グループといわれる集団は、匿名性の高いスキームによって実行犯等の人的資源を確保し、離合集散を繰り返しながら特殊詐欺等を敢行しており、その取締りは一層困難の度を増しています。

宮城県警察では、こうした匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺等の抑止及び取締りを目的に、生活安全部門や刑事部門等の各部門の人員が結集したプロジェクトチームを発足させており、私も、その一員として対策の強化に当たっています。

SNS等において犯罪の実行犯を募集する投稿は雨

後の筈そのもので、罫とも知らず「高額報酬」という欺瞞に釣られてしまう者が少なくありません。プロジェクトチームでは、SNS等に犯罪の

実行犯を募集する投稿をしたグループのメンバーについて、職業安定法違反で検挙するとともに、当該募集に応募した実行犯による詐欺等の共犯としても検挙することで、犯罪の実行犯を募集する投稿に関する取締りを強化しています。

匿名・流動型犯罪グループの存在が社会に影を落とす中、有効な対策を講じ、これを一掃することが私たちの使命であり、誇りだと感じています。

from

宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局
組織犯罪対策第一課特殊詐欺対策室特殊詐欺対策係
兼生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係

鈴木 裕介



金融機関と連携して 「出し子」被疑者を検挙

特殊詐欺グループは、県内にとどまらず全国各地で多くの高齢者から多額の現金を奪い、拠点を海外にまで広げて捜査をかく乱させています。

組織犯罪対策第一課の特殊詐欺事件捜査室では、金融機関と「検挙」に向けた連携を強力に推進して、受け子・出し子を「逃がさず検挙」することをミッションに掲げています。

これまで、金融機関には、携帯電話を使用しながらのATMでの払出しや高額の払出しをする利用者への声掛け等、抑止面で協力をいただいていたのですが、依

然として被害に歯止めがかからない状況にありました。

このため、金融機関が有する情報を警察に対して迅速に提供していただくなど、「検挙」の観点でも連携を強化することにしたのです。この結果、実際に被疑者を短時間で検挙した事例もあるほか、所要の捜査によって、被害金を被害者に返還して被害を回復できる期待も高まります。

金融機関にとっても預金者の財産を守ることにつながるので、預金者と金融機関の利益を守り、被疑者の検挙という警察の目的も達成できるトリプルウィンの連携です。

今後も特殊詐欺を根絶するため、被疑者の徹底検挙、犯罪組織の壊滅を目指して特殊詐欺対策に取り組んでいきます。

from

前 広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課
(現 広島県広島東警察署次長)

志田原 康江

